

平成26年11月1日

社会福祉法人大淀福社会行動計画（第2回）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成26年11月1日 ～ 平成28年10月31日までの2年間

2. 内容

目標1： 男性職員が育児休業を取得できる体制を推進します。

<対策>

- *平成27年10月、育児休業取得者の実態を聴取して、その後の育児休業取得が、さらに取得しやすいように、具体策を検討します。

目標2： 育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し。

<対策>

- *平成27年10月までに当期間中の育児休業取得の状況を聴取して、今後の対応策を検討する。
- *代替要員の確保（契約職員・パート職員採用、派遣職員の受け入れ等）
- *業務体制の見直しなど問題点の解決策を具体化する。